3　第１項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第７に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第６に掲げる支払方法のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第１項に定める受信料の額から別表第７に掲げる額を減ずることとする。ただし、第５項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第１項に定める受信料の額から次項に定める額を減じ、さらに別表第７に掲げる額を減ずることとする。

4　第１項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第６に掲げる支払方法に応じて支払う者（以下、この項において「対象契約者」という。）が、対象契約者又はその生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第６に掲げる支払方法により支払う場合は、当該契約について、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

5　第１項の規定にかかわらず、事業所等での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ２件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち１件を除外した残りのそれぞれについて、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第３条　本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第４条　本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

2　前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第５条　本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2　前年度予算総則第５条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第６条　予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2　予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第７条　事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。

第８条　事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第９条　事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を本予算において予定する放送債券の償還又は事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条　前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部をテレビジョン放送のデジタル化への対応、建設積立資産への繰入れ又は設備の新設、改善に充てることができる。

第11条　国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第12条　業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第１

平成23年度収支予算書

（一般勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金　額
事業収入		692,692,747
	受信料	668,084,758
	交付金収入	3,429,915
	副次収入	9,300,000
	財務収入	5,083,074
	雑収入	2,000,000
	特別収入	4,795,000
事業支出		688,686,543
	国内放送費	283,731,936
	国際放送費	14,289,087
	契約収納費	59,721,231
	受信対策費	29,685,507
	広報費	5,294,388
	調査研究費	8,529,127
	給与	125,599,841
	退職手当・厚生費	56,579,886
	共通管理費	12,546,571
	減価償却費	69,851,000
	財務費	15,323,969
	特別支出	2,534,000
	予備費	5,000,000
事業収支差金		4,006,204

（資本収支）

（単位　千円）

款	項	金　額
資本収入		85,000,000
	事業収支差金受入れ	4,006,204
	前期繰越金受入れ	7,218,796
	減価償却資金受入れ	69,851,000
	資産受入れ	2,924,000
	放送債券償還積立資産戻入れ	1,000,000
資本支出		85,000,000
	建設費	75,000,000
	放送債券償還金	10,000,000
資本収支差金		—

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,878億9,774万７千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,861億5,254万３千円であり、経常収支差金は、17億4,520万４千円である。

事業収支差金40億620万４千円については、債務償還のために使用する。

（番組アーカイブ業務勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金　額
事業収入		1,262,603
	視聴料収入	1,200,000
	財務収入	62,603
事業支出		2,708,017
	既放送番組配信費	2,220,839
	広報費	260,908
	給与	107,768
	退職手当・厚生費	42,928
	共通管理費	41,788
	減価償却費	33,786
事業収支差金		△　1,445,414

（資本収支）

（単位　千円）

款	項	金　額
資本収入		33,786
	減価償却資金受入れ	33,786
資本支出		33,786
	建設費	33,786
資本収支差金		—

事業収支差金△14億4,541万４千円については、一般勘定からの短期借入金をもって補てんする。